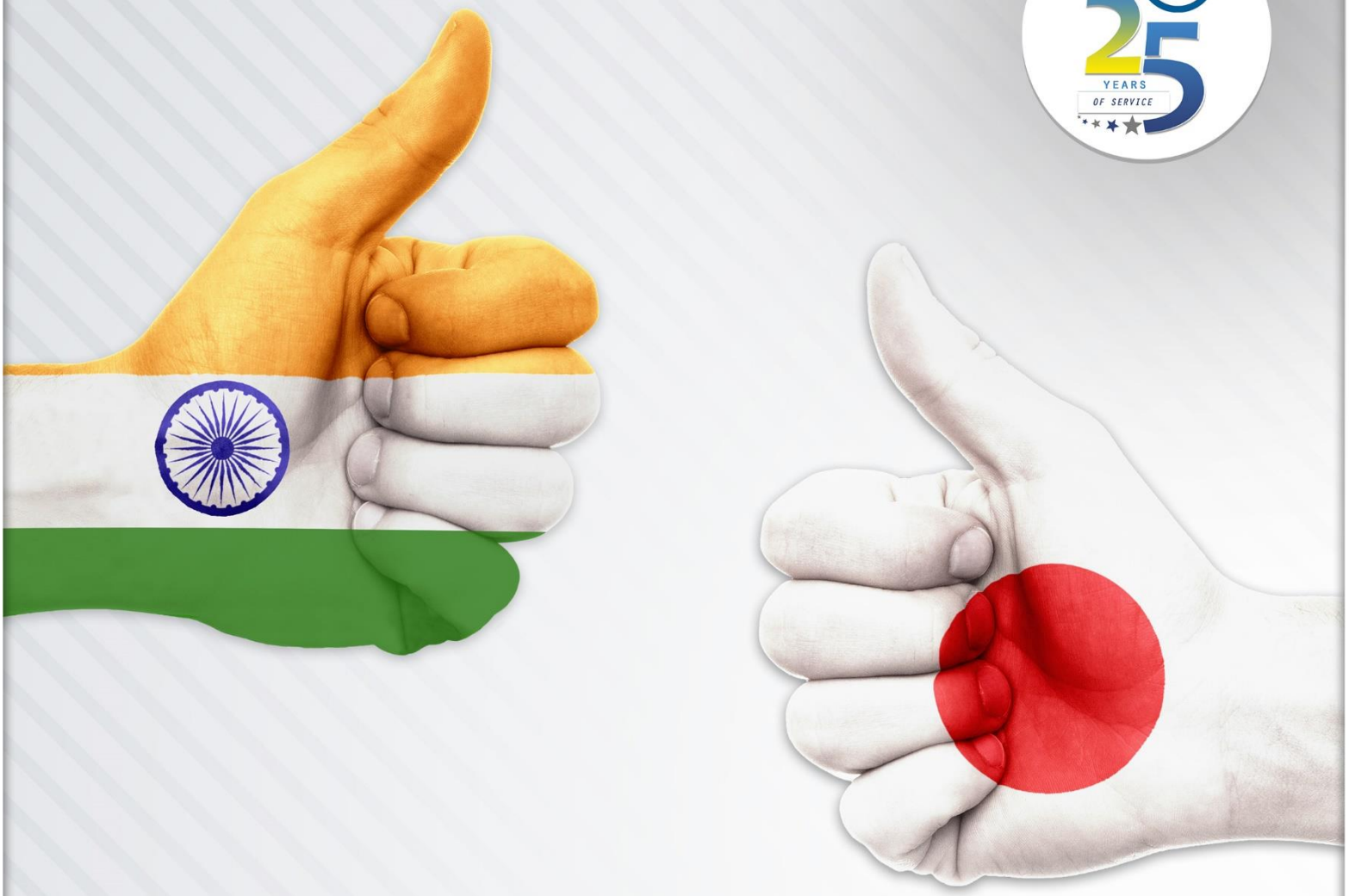

ASC JAPANDESK

MONTHLY BULLETIN

AUGUST, 2020

From the Desk Editor

Dear Reader,

KONNICHIWA

I would like to express my gratitude to you to take out your valuable time to read our monthly newsletter “India-Japan Times”. Our objective of releasing this newsletter is imparting relevant information, press releases, notifications, periodic updates, news, policies, events, announcements, opportunities, etc. pertaining to India and Japan and to keep you updated. There is a “Cultural Corner” also in this newsletter giving the background and importance of festivals or cultural events celebrated in India or Japan in the previous month.

We, as ASC, always believe in strengthening the relationship of India & Japan and between their people, exchanging each other’s cultures and provide its services & support to Japanese Corporations and Expatriates. We understand and value holistic growth through our expert consultancy services in the field of taxation, assurance, financial and legal dimensions.

I am hopeful that reading this newsletter would be rewarding to the readers. This small initiative shall go a long way in building our healthy relationships and create the platform to work together in near future. I would like to request my readers to kindly share your valuable comments & suggestions on this initiative for its further improvisation.

I wish to close my note with the words “Content could be anything, but it should add value to the reader's life”.

ARIGATOO GOZAIMASU!!

CA Amit Kumar Rai
Vice-President
ASC Group

From the Desk Editor

読者の皆様へ

大変お世話になっております。
この度、弊社 ASC Group で月次のニュースレターを発行する運びとなりました。
目を通していただきましてありがとうございます。
ニュースレターの発行の目的は、税務、法務コンプライアンスのアップデート、上記に関わらず日印間におけるニュースの共有です。
毎月 7 日から 10 日の間に前月のハイライトをまとめてお届けする予定です。

インドで起こる日々は良い意味でも、悪い意味でも日本で過ごす日々とは一味違うと思います。
ここでの経験、縁が将来なにか面白いものを生み出すと確信しております。インドにいる日本人という貴重な縁に感謝し、ASC Group として日系企業様のお力になれましたら幸いです。

本ニュースレターは弊社の事業領域のみならず、日本、インドに関わる話題、インドの文化の情報などを掲載していきます。

皆様のお役に立てれば幸いです。
記事の内容についてのご要望、ご質問等ありましたらぜひともご連絡ください。
最後になりましたが、ご家族ともにご自愛くださいませ。

得居　大祐
ジャパンデスク マネージャー
ASC Group

HIGHLIGHTS

目次　　記載ページ

➢ コロナ禍の日本の納税における対策、猶予政策	5
➢ COVID-19 に対するインドの税務コンプライアンス概要	5-6
➢ コロナ禍において各政府の対応一覧表（一部抜粋）	7-8
➢ COVID-19 のパンデミックは日印関係に新たな扉を開くかもしれない	8-9
➢ UP 州への投資に意欲的な日本企業が 6 社以上	9
➢ 農業と製薬セクターの参入障壁引き下げを要請	10
➢ 日本企業が使用する中国素材への関税を引き上げないことの要請	10
➢ インドのコロナウィルスの最新情報	11-13
➢ UNLOCK 3.0 説明	14
➢ インド再入国にかかるチャーター便	15
➢ コロナ禍における諸外国からの日本への入国について	15
➢ 経済産業省が日本企業に中国からの拠点移転に対し補助金	16
➢ 日本との経済関係を強化するためのインドの絶大な展望	16
➢ 文化コーナー	17

COVID-19 に対するインドの税務コンプライアンス概要

インド政府は、COVID -19 のパンデミックを受けて、税制の多くの緩和措置を実施し、通達し... 詳細は 5 ページへ

COVID-19 のパンデミックは日印関係に新たな扉を開くかもしれない

このような中国に対する不信の増大は、インドと日本がより強固な二国間パートナーシップを構... 詳細は 8 ページへ

コロナウィルスの最新情報

全のケースにおける回復の割合が急速に増加しており、死亡の割合が徐々に減少しているという事実があり... 詳細は 15 ページへ

コロナ禍の日本の納税における対策、猶予政策

インドでは個人所得税の確定申告の延長などが政府より発表されています。
この章では日本で行われた一部の政策を掲載しております。

「国税の猶予制度とは、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難になるときや、災害で財産を損失した場合などの特段の事情があるときは、税務署に申請することで最大 1 年間、納税が猶予される制度です。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.html **国税庁ホームページより引用**）

猶予の要件としては 2020 年 2 月 1 日から 2021 年 2 月 1 日に納付期限が到来する国税については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね 20%以上減少していることが条件として挙げられております。また、担保の提供は不要で猶予期間中は延滞税は免除されます。

猶予以外にも法人の確定申告に係る確定申告期限の柔軟な対応を示しております。中小企業庁からは固定資産税、都市計画税の減免を行っております。2020 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 ヵ月間の事業収入が対前年同期比の減少比率によって減免率が決定されます。

COVID-19 に対するインドの税務コンプライアンス概要

インド政府は、COVID -19 のパンデミックを受けて、税制の多くの緩和措置を実施し、通達しました。以下は、これらのアナウンスに関する情報のまとめです。

1. **税関と輸入関連**
   概要:
   a) Advance Authorization Scheme, EPCG Scheme の制度の元の輸入については、2020 年 3 月 31 日まで IGST の免除が認められているものは、2021 年 3 月 31 日まで延長されました。
   b) 人工呼吸器、フェイスマスクとサージカルマスク、個人用保護具（PPE）、COVID-19 検査キットおよびこれらの製品の製造に使用される投入物の輸入に対する基本関税および健康税の双方の課税から免除されます。
   c) 間接税・税関中央委員会（CBIC）は 2020 年 4 月 15 日より、PDF ベースの BoE（Bill of Entry）と輸入業者/通関業者への E ゲートパスを使用し、電子通信を可能にすることで通関手続きの自動化を促進する対策を発表しました。

2. **期限の延長**
   概要:
   a) 2020 年 3 月 31 日から 2020 年 6 月 30 日までの直接税の納付期限が 2020 年 6 月 30 日まで延長されました(追加徴税無し）。
   b) 遅延提出に対する罰則の免除;2020 年 6 月 30 日までに行われた特定の納税についての金利の軽減。
   c) GST の支払い期限の延長。
   d) 2018 年度~2019 年度の GST 年次報告書の提出期限が 2020 年 9 月 30 日に延長されました。
   e) 一定の税務手続上の措置の日付が 2020 年 6 月 30 日まで延長されました。

f) FATCA および CRS 2019 の報告期限が 2020 年 5 月 31 日から 2020 年 6 月 30 日に延長されました。
g) 2020 年 3 月 24 日以前に作成され、2020 年 3 月 20 日以降に失効する E-way Bill の有効期間が 2020 年 6 月 30 日まで延長されました。
h) GST 還付請求は、2020 年 6 月 30 日又は最初の通知に対する応答の受領から 15 日のいずれか遅い方の後では処理されません。
i) 2020 年 3 月分の PF (従業員積立基金拠出金)の納付期限を 2020 年 4 月 16 日から 2020 年 5 月 15 日に延長しました。
j) 全ての所得税申告書の提出期限は、2020 年 7 月 31 日及び 2020 年 10 月 31 日から 2020 年 11 月 30 日まで延長されます。
k) 納税者は税金の支払いを延期することができ、遅延手数料と罰金なしで 2020 年 2 月から 4 月の 2020 年 6 月 24 日まで GST の申告を提出することができます。年利 9%の利子(年間 18%ではなく)は、当初の弁済期日の終了から 15 日を経過した後にのみ徴収することができます。また、3 月、4 月、5 月の月次申請も、2020 年 6 月 30 日まで延長されました。
l) 2020 年 3 月 31 日までに提出期限が到来していた 2018-2019 年度の年次報告書及び GST 調整表は、2020 年 9 月 30 日まで延長されました。
m) 2019 年 Sabka Vishwas スキーム(従来の紛争解決) に基づき支払われる金額が 2020 年 6 月 30 日まで延長されました。
n) 新しい税紛争解決スキーム; Vivad Se Vishwas Scheme 2020: Income Tax Department と行っていた紛争について 2020 年 6 月 30 日までに一定の割合を納付した場合、利息や延滞金を請求せず、税金を確定するために導入されました。

3. PF
概要 : 2020 年 5 月 13 日に、6 月、7 月、8 月の EPF への拠出を 12%から 10%に削減することを発表しました。

4. PE と管理場所
概要 : ロックダウン 期間中のインドにおける滞在期間は、ロックダウンのために滞在が延長された非居住インド人及び外国人の在留資格の日数計算には算入されません。

5. Tax Audit の期限の延長
概要 : 2020 年 9 月 30 日に終了する Tax Audit の日付が 2020 年 12 月 31 日に、2021 年 3 月 31 日に終了する Tax Audit の日付が 2021 年 9 月 30 日に延長されます。

6. 付加価値税及びその他の間接税
概要:
a) 2017 年の CGST 法には、Covid-19 のような 「不可抗力」 の場合にコンプライアンス期限を延長する権限を中央政府に与えるために、168 A 条項が挿入されました。
b) GSTR-2 A に基づく GST 及び照合済請求書の 10%に制限されている非照合請求書の入力税額控除を利用する制限が、2020 年 2 月から 2020 年 8 月までの税期間について緩和されました。

7. WHT (源泉徴収)
概要 : 既存の源泉控除税率 (TDS) および源泉徴収税率 (TCS) は、通常から 25%減額され、契約、専門報酬、利子、賃貸料、配当、手数料、仲介手数料などの支払いに適用されます。この削減は、2020-2021 会計年度の残りの期間(すなわち、2020 年 5 月 14 日~2021 年 3 月 31 日)に適用されます。

コロナ禍において各政府の対応一覧表（一部抜粋）

国	措置のタイプ	簡単な説明
日本	円滑化措置	♣簡単な申告で救援物資の輸出が可能 ♣利害関係者は、事前協議に基づき、自らが選択する税関官署に輸入/輸出申告書を提出することを認められます ♣書類のシールは必須ではありません ♣電子的手段による書類の提出 ♣税金等の支払期間を延長するためのCoOC （Countly of Origin Certificate）の提出または財務上の保証の提出における柔軟性 ♣ AEOセクションによるオンサイト検証が緩和され、Eメールによるコミュニケーションが許可されます ♣ AEO認定申請がEメールで許可されています
	免税	♣援助物資に対する関税/消費税の免除と文書化プロセスの簡素化

国	措置のタイプ	簡単な説明
インド	円滑化措置	♣ 24時間365日体制のカスタムクリアランスファシリティと、EXIMトレード専用のシングルウィンドウヘルプデスクです ♣各税関区域における税関職員の指定 ♣ 「アウトオブチャージ」 作業のための輸入貨物の機械ベースの自動リリース ♣異なるタイプの関税債券を分配; 普通紙での事業を許可 ♣分析報告書に固執することなく、食用油および食用穀物ベースの目視検査の許可 ♣ COVID-19に対処するため、重要物資の優先的な通関 ♣ CoOCを提出せずにFTAを承認すること ♣ PDFベースのGate-pass/Bill-of-entryの電子配信を開始 ♣関税法に基づくビデオ会議によるヒアリングと電子メールによる書類提出 ♣会計年度2019-2020の既存の輸出実績証明書の2020年9月30日までの自動延長 ♣欠点のある再輸出の期限延長 ♣ネガティブ・レポートを除き、 2020年3月~9月の間にAEO有効期限が2020年9月30日まで延長されます ♣パンデミックの影響を受けた国々向けに、重要な医薬品、医薬品、検査キット、PPEなどの特定の輸出出荷が許可されました ♣輸入者/輸出者からの要求および文書は、電子メールで受理されます ♣ 2020年8月までのICD/CFS設立のためのLoIの延長

	免税	♣影響を受けた地域からの貨物の慎重な取り扱い、申告書の提出の遅れと遅延手数料の免除を容認 ♣ロックダウンのせいで、停滞しているコンテナの拘留費用はありません ♣着岸・積卸し・避難・到着の遅延に対する罰則・督促・チャージ・レンタルはありません ♣空港/貨物ターミナル運営者による滞船料の50%免除 ♣ ICD及びCFSによる滞船料の免除 ♣ COVID-19での取り扱いを意図した機器に対する基本的な関税および健康保険の免除 ♣事前承認/EPCGに違反して輸入された商品に対するIGST/補償税の免除 ♣遅れて提出されたBoEに対する遅延手数料の免除
	期限延長	♣2020年2月から2020年7月の間の税関とFTPコンプライアンスがもっと6ヶ月間延長されました
	税金還付	♣保留中の払い戻し請求を許可するための活動を開始

COVID-19 のパンデミックは日印関係に新たな扉を開くかもしれない

世界最大のパンデミックであるコロナウイルスの蔓延は、国家間の関係を不可逆的に変化させ、世界秩序を変えます。離れていくものもあれば、接近するものもあります。インドと日本の場合、それは両国をさらに親密にさせるかもしれません。

アフターコロナの関係を見る

インドのモディ首相が日本の安倍首相と 4 月 10 日に電話会談を行って、両国における COVID-19 をめぐる状況とその解決策について協議しました。その協議に関する詳細は明らかにされませんでしたが、1 週間もたたないうちに**首相安倍は、日本企業が中国から分離し、サプライチェーンのネットワークを他の地域に移転するのを支援するための 2400 億円の補助金を発表しました。**これは、日本企業が自動車や耐久消費財などのセクターで強みを持つインドに直ちに焦点を当てるものでありました。

中国の閉鎖

インドは FDI ポリシーを修正し、いかなる投資も政府の承認を必要とする国のリストに中国を含めました。同時に、日本を含む他の国々に対して、特に中国が大投資家であるスタートアップ分野での空白を埋めるよう奨励しています。さらに、インドは対中貿易赤字の削減や対中投資の抑制を目指しています。日本は中国との関与の一部を解消することも検討しています。両者がお互いを見るのは理にかなっています。このような中国に対する不信の増大は、インドと日本がより強固な二国間パートナーシップを構築するためのいくつかの道を開くものであります。

新しいインド日本秩序

日本はインドへの FDI 最大の投資家であり、252 億ドル、またインドへの FDI 流入全体の 7.2%を占めています。

INDIA-JAPAN TRADE TIES ($BILLION)

Year	Bilateral trade	FDI from Japan
2011-12	18.43	1.3
2012-13	18.61	1.3
2013-14	16.39	1.8
2014-15	15.51	2
2015-16	14.51	1.8
2016-17	13.48	4.28
2017-18	15.71	1.6
2018-19	17.63	2.96

OTHER NUMBERS

$2.2bn
- Funds to relocate factories from China

$25.2bn
- Japanese FDI In India

$2bn
- Japanese FDI in Gujarat till Sept 2019

$104.5mn
- Japanese FDI in Gujarat in 2013

このパンデミックはインド経済を弱体化させることは間違いなく、危機が終われば多くの企業がテクノロジーと資本を切実に必要とするになるかもしれません。他のすべての経済も困難に直面するであろうし、余分な現金を持っている人は少ないかもしれませんが、日本もその一つかもしれません。そのため、インドの複数の州がすでに投資を求めています。

例えば、グジャラート州政府は、中国からの移転を模索している日本企業を誘致するために、30 以上のセクターの製造ユニットにインセンティブと補助金の提供を準備しています。同様に、UP 政府は日本企業を誘致するためのインセンティブ、スキーム、緩和策も提供しています。

「パンデミックを乗り越えたあとに、日印パートナーシップの日が昇るかもしれません。」

ソース: India INC Group

UP 州への投資に意欲的な日本企業が 6 社以上

UP 政府は、ウッタル・プラデシュ州政府のイニシアティブで、コロナウイルスのパンデミック後に中国からの移転を期待すると考える各国の多国籍企業を誘致するために、国別の交流を定期的に行っております。また、UP 政府は日本企業と交流しながら、アマダミヤチやトカチなどを含め、6 社以上の日本企業がウッタル・プラデシュ州への新規投資に関心を示していることを確認しました。これらの提案は、ウッタル・プラデシュ MSME、投資および輸出促進大臣と日本企業との間のビデオ会議で行われました。

投資案には、ハイエンドの技術を用いて州内に 5 つの魚の孵化場を開発し、灌漑用の 100 メガワットのソーラーパークを設立し、そして農業加工パークを設立すること等がが含まれています。投資のために、UP 州政府は国の様々な地域で、産業用の土地、すぐに動ける産業用の土地、企業用の土地などの大規模な土地の再利用として、投資家に提供し始めました。

さらに、地政学的な理由や、中国に対する世界的な反感から、中国の輸出は現在、多くの国で妨げられています。そのため、サプライチェーンが混乱しており、州政府は非常に真剣であり、様々な国への輸出を増やすことを計画しています。

ソース: Financial Express

農業と製薬セクターの参入障壁引き下げを要請

インドは、二国間自由貿易協定で合意された両国間の貿易と投資関係の一層の強化に向け、日本に対し、農産物、医薬品、IT セクターの市場参入障壁の引き下げとサービスセクターの開放を求めていました。

しかし、日本に関する WTO のレポートによれば、日本の農業セクターは、約 500%の最高関税と 101 の明細にわたる関税率割当量（TRQ）によって、高度に保護されていると結論づけられています。インドはまた、日本の規制制度は国際基準よりも厳しいものであり、インドの農産物輸出に影響を及ぼし続けており、輸出業者のコストも増加していると何度も言及しています。

医薬品セクターでは、インド企業の日本への参入は、規制の厳しさや煩雑さから依然として困難であり、最終的には日本企業との合弁が必要とされています。インドからエビ、有機産品、卵の副産物、マンゴーの輸出は引き続き市場参入障壁に直面しており、ザクロやジャガイモなどの農産物も市場参入を待っています。デリーも鉄鋼、繊維、カーペットなどの対日輸出障壁撤廃を主張しました。

インドは、1,500 社近いの日本企業が進出している日本は重要な経済パートナーだとしています。100 社以上のインド企業が日本の成長と雇用創出に貢献しています。また、インドに産業と貨物専用高速鉄道建設計画、と地下鉄などのインフラ整備においても、日本は重要なパートナーです。そのため、インドは日本に対し、基準をコーデックス規格に調和させることによってインドの輸出業者の市場アクセスを改善するための基準と措置を見直すよう求めました。

ソース: The Hindu Business Line

日本企業が使用する中国素材への関税を引き上げないことの要請

日本はインドに、インドの日本企業が中国からしている輸入に輸入関税の引き上げや、輸入品に制限を課しないように求めていました。日本の経済産業省　関係者は「日本は、インドが重要な原材料の輸入関税を引き上げるべきではないと感じています。なぜなら、原材料のほとんどは中国から調達されているからです。もしインドがこのまま続ける場合は、インドの生産活動や国内製造業に影響を与え、打撃を与えます。これはさらに輸出を妨げます」と発言しました。また、「これらの輸入原材料は、 「Make in India」 及び世界的に競争力のある方法でインドから輸出するために不可欠であります」と付け加えました。

また、深刻さを分析するため、JETRO はインドの日系製造業 1023 社を対象にアンケート調査を実施し、約 106 社から回答を得ました。その中で、中国からの重要な輸入品である電子部品、ボルト、ナット、エアコン用コンプレッサー、集積回路、コンデンサー、バッテリー、LED、インダクタなどが取り上げられました。これらの日系企業には、ソニー、日立、ホンダ、パナソニック、ヤマハ、トヨタ自動車、キヤノン、スズキ、三菱自動車などが含まれます。この調査に基づき、日本がインドにすべての可能な制限の免除を希望する 990 の品目のリストが作成されました。

調査によると、インドにいる日本企業は現地調達を最大限にしようとしていますが、要求される品質、コスト、納期を満たす現地ベンダーを見つけるのに苦労しています。それにより短期間で代替資源を見つけることが難しくなっています。そのため、調査は中国からの輸入を正当化するものと結論付けています。

ソース: Business Line

インドのコロナウィルスの最新情報

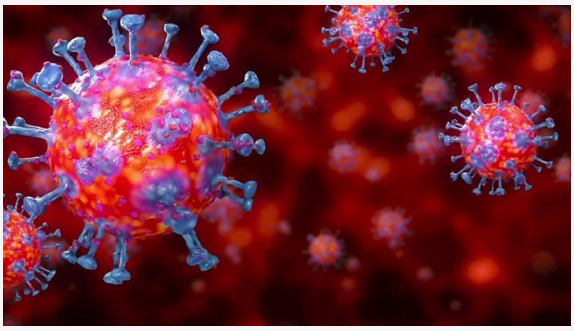

インドがコロナウィルスのパンデミックを抑制するために全国的な封鎖を実施してから 4 カ月以上が経過しました。2020 年 7 月 31 日までにインドでは、COVID-19 のケースが 16,38,87 件確認されており、そのうち死亡したのは 35,747 件で、マハラシュトラ州、タミル・ナードゥ州、デリー州、グジャラート州での報告したケースが最も多かったです。そして現在、アンドラプラデシュ州やカルナタカ州などの州でも感染が急増しています。しかし、インドの回復率は上昇を続けています。

2020 年 7 月 31 日の GoM（閣僚グループ）会議で、連邦保健相 Dr.Harsh Vardhan は、「インドは 100 万人以上の回復というマイルストーンを達成し、回復率は 64.54%に達しました。デリーでさえ回復率は 90%に近いです。これは、全陽性ケースの 33.27%または約 1/3 であることを示します。インドのケース致死率も漸進的に低下しており、現在 2.18%と、世界で最も低い部類に入ります。」と言っています。ケース致死率は、特定の期間にその疾患と診断された人の総数に対するその疾患による死亡の割合であります。回復率の定期的な上昇とケース致死率の減少により、政府が状況をコントロールすることが容易になっています。

インドでの COVID-19 ケースは最も速い率の一つで倍増していますが、一方では良い兆候として、全のケースにおける回復の割合が急速に増加しており、死亡の割合が徐々に減少しているという事実があります。

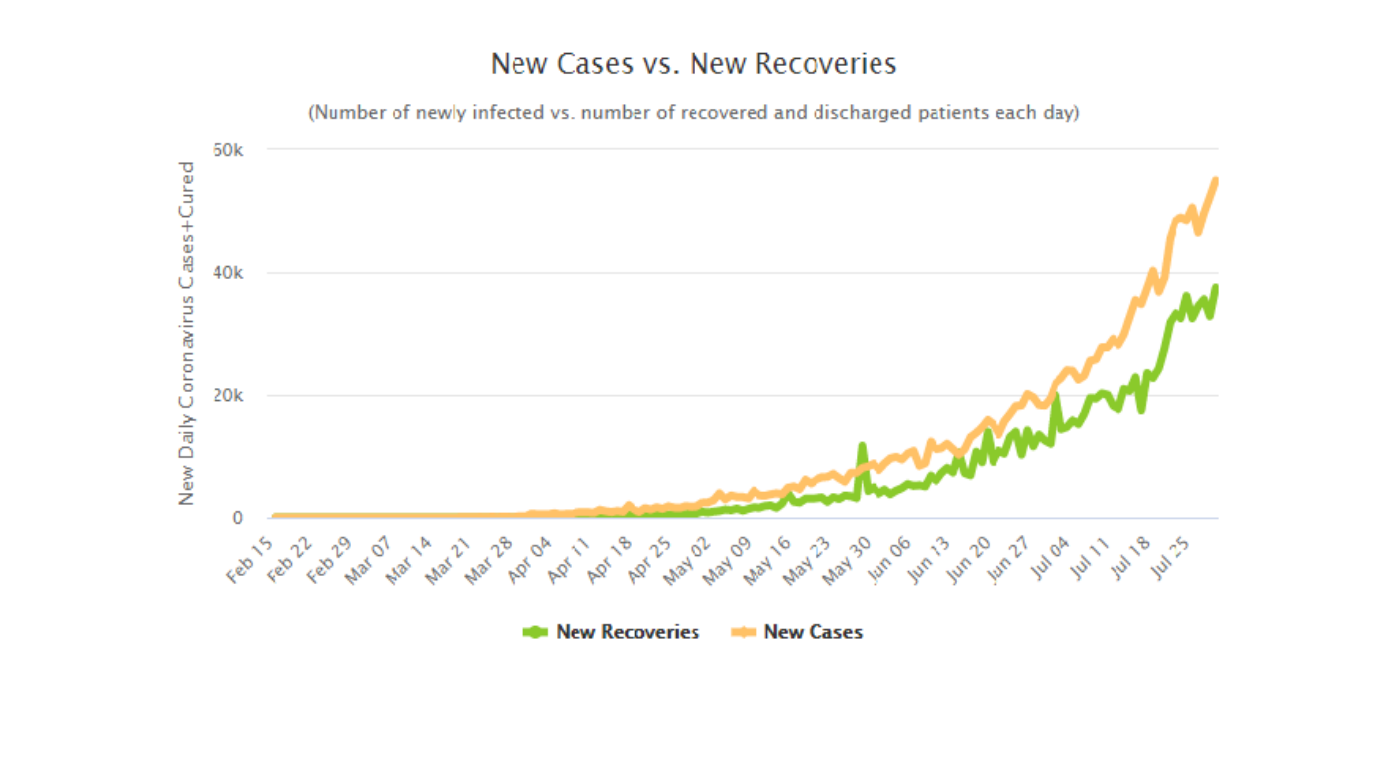

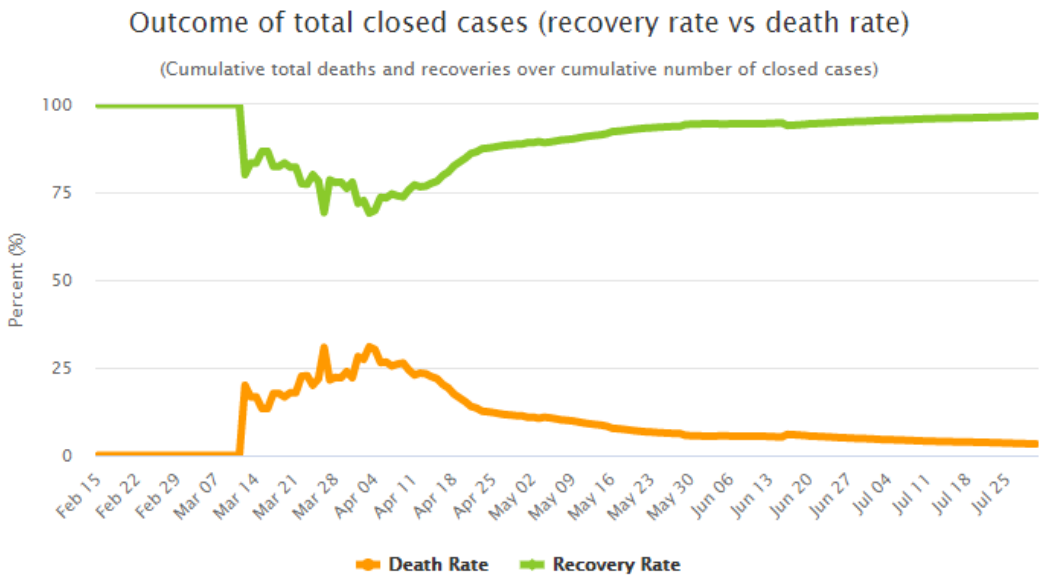

COVID-19 ダッシュボード（2020 年 7 月 31 日現在）

Total Cases	Active (33.27%)	Discharged (64.54%)	Deaths (2.18%)
16,38,870	5,45,318	10,57,805	35,747
55078↑	17076↑	37223↑	779↑

インドにおける COVID-19 ケースの州別の状況

State/UTs	Confirmed (Total)	Active	Recovered (Discharged)	Deceased (Deaths)
Andaman and Nicobar	471	266	201	4
Andhra Pradesh	1,30,557	69,252	60,024	1,281
Arunachal Pradesh	1,484	654	827	3
Assam	38,407	9,233	29,080	94
Bihar	48,477	16,845	31,350	282
Chandigarh	1,016	355	647	14
Chhattisgarh	8,761	2,789	5,921	51
Dadra and Nagar Haveli & Daman and Diu	1,064	394	668	2

Delhi	**1,34,403**	**10,743**	**1,19,724**	**3,936**
Goa	5,704	1,657	4,005	42
Gujarat	60,285	13,793	44,074	2,418
Haryana	34,254	6,497	27,340	417
Himachal Pradesh	2,506	1,105	1,387	14
Jammu and Kashmir	19,869	7,662	11,842	365
Jharkhand	10,167	5,888	4,176	103
Karnataka	1,18,632	69,708	46,694	2,230
Kerala	22,303	10,074	12,159	70
Ladakh	1,378	277	1,094	7
Lakshadweep	0	0	0	0
Madhya Pradesh	30,968	8,454	21,657	857
Maharashtra	4,11,798	1,48,454	2,48,615	14,729
Manipur	2,505	829	1,672	4
Meghalaya	803	588	210	5
Mizoram	408	174	234	0
Nagaland	1,566	936	625	5
Odisha	30,378	10,463	19,746	169
Pondicherry	3,298	1,292	1,958	48
Punjab	15,456	4,577	10,509	370
Rajasthan	40,145	11,097	28,385	663
Sikkim	610	395	214	1
Tamil Nadu	2,39,978	57,962	1,78,178	3,838
Telangana	60,717	15,640	44,572	505
Tripura	4,706	1,723	2,962	21
Uttar Pradesh	81,039	32,649	46,803	1,587
Uttarakhand	7,065	2,993	3,996	76
West Bengal	67,692	19,900	46,256	1,536

ソース: MyGov および MoHFW からのグラフとデータ

UNLOCK 3.0 説明

政府（MHA)は水曜日、つまり 7 月 29 日、Unlock の第 3 段階のガイドラインを発表しました。 ここでは、規制緩和と制限について重要な部分をピックアップしました。

許可されたもの

1. ジムとヨガセンターは 8 月 5 日からオープンしますが、それに先立ち、厚生省（MoHFW）はオープンのための標準運営手順書（SoP）を発行します。
2. 政府は夜間外出禁止令を解除しました。夜間はいつでも人々が自由に市内を移動でき、商店や商業施設は深夜まで営業できます。
3. 独立記念日の行事も許可されますが、ソーシャルディスタンスをとり、必要な予防措置を講じます。
4. 国内旅行及び移民労働者の移動のための列車の限定的な移動は、現在と同様に継続されます。

引き続き制限されるもの

1. 自治省が出したガイドラインによると、地下鉄、映画館、プール、遊園地、劇場、バー、講堂、集会場などの運営は引き続き禁止されます。
2. 「社会的・政治的・スポーツ的・娯楽的・学術的・文化的・宗教的行事およびその他の大規模会衆」も許可されません。
3. 学校、大学、コーチング機関も 8 月 31 日まで閉鎖されます。

国際航空旅行について

国際航空旅行は、これまで通り引き続き制限されます(MHA（自治省）の許可がある場合を除きます)。商業便の自由な移動はまだ許可されていません。MHA は声明で、「国際航空旅行は、Vande Bharat（インドの高速特急列車運営元）の任務の下、限られた方法で許可されています。さらなる緩和は、状況をみて行われます。」と述べました。

封じ込めゾーンの緩和について

封じ込めゾーンについての緩和はありません。ガイドラインによると、封じ込め区域内であっても、厳重な周辺コントロールが維持されなければならず、基本的な活動だけが許されます。

ガイドラインは、州は封じ込め区域外の活動について自由に決定することができ、必要であればさらに制限を加えることができると付け加えています。現在の状況を考慮して、マハラシュトラとタミル・ナードゥはロックダウンが 8 月 31 日まで延長し、若干の緩和を行いました。また、ビハールは新たなケースの増加を阻止するため、州全体の封鎖を 8 月 16 日まで延長しました。

ソース: The Indian Express

インド再入国にかかるチャーター便

就航、入国に関して

8 月 5 日に羽田-デリー間でインド日本商工会（JCCII）が契約主体となりチャーター便の就航が決定いたしました。
契約主体の商工会はインドは経済活動を徐々に再開しておりますが、外務省のガイドライン上はレベル 3（渡航はやめてください）の設定のため渡航を推奨しているわけではないとしています。

就航に関する Q&A として取りまとめられていた中に、チャーター便の今後の予定は現状ないとしていますが、今回の便が成功することを前提に継続的に交渉、就航を続けていきたいとしております。その他質問では帯同者ビザ等に関する質問等がみられました。
インド入国後は 7 日間の政府指定のホテルでの隔離、その後 7 日間の自宅隔離が命じられております。

査証に関して

すでに就労査証を取得している方は新規の取得の必要がないそうです。
新規で査証の発行が必要な方はチャーター便利用者であれば、インド外務省を通じてその情報が在日インド大使館に共有され、新たな査証の発行が可能なようです。

ソース: JCCII

コロナ禍における諸外国からの日本への入国について

外務省の発表によりますと、7 月 22 日、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。以下 2 点抜粋いたします。

1. 入国拒否対象地域に新たに 17 か国が追加、なお現在対象の国、地域は 146 か国。（※日本国籍者は対象外）
2. 7 月末日までの実施とされていた査証制限措置がとられていた国、地域に対する査証制限等の 8 月末日までの措置の延長。

入国に関する検疫方法の変更

厚生労働省によりますと、過去 14 日以内に入管法に基づく「入国拒否対象地域」に滞在歴のある人、全員に対し検査が実施され検査結果が出るまで、原則、空港内のスペースまたは検疫所の指定した施設等で待機が必要です。成田、羽田、関空の３空港については、検査結果が判明するまで空港内のスペースにて待機、陰性と判明してから空港外にでるよう、検疫対応の変更を行います。（7 月 29 日以降）※以前は検査結果がでる前に自宅等の 14 日間の待機を行う場所へ移動ができました。

外国人の入国

法務大臣は当面の間、一定の国、地域に滞在歴がある外国人について特段の事情がない限り、特段の事情がない限り上陸を拒否していました。特段の事情について、新規入国する外国人が 7 月 31 日時点で追加されました。

ソース ：
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C062.html （外務省）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000656244.pdf （厚生労働省）
http://www.moj.go.jp/content/001321919.pdf （出入国在留管理庁）

経済産業省が日本企業に中国からの拠点移転に対し補助金

日本政府は、現地のサプライチェーンを確保し、中国への依存度を低下させるために、工場を中国から移転することを決定しました。それにより、日本政府はその中国から移転する企業に補助金を支払います。日本政府は製造業の拠点を日本に回帰する企業に補助金を提示します。レポートによると、政府はこのために合計 574 億円を支払うことになります。

これは、中国の不公正政策に立ち向かっている国のもう一つの例であります。そのため、中国は近年、大きな批判を受けることをなりました。

ソース：経済産業省

日本との経済関係を強化するためのインドの絶大な展望

最近のウェビナーで、元連合大臣 Suresh Prabhu は次のように述べました

1. 「日本の銀行や投資家にとって、インドとの経済関係を一層強化するための投資機会は大きいです。日本企業はインドでの存在感を持っており、これを前進させるために取り組むことができます。」

2. 「インドと日本は、鉄道、地下鉄、インフラなど多くの分野で親密な関係を築くことができます。日本は適切なパートナーであり、インドは日本の製造業に適切な進出地であります。さらに、日本はインドのインフラ成長に参加することもできます。」

3. 「農業分野での協力と言えば、インドから日本への乳製品、水産物、園芸作物、食肉の輸出を増やすことができます。」

4. 「インドから輸入することで日本に利益をもたらすような、より多くの分野に取り組む可能性があり、私たちはより高い食品基準を持つことができます。」

5. 「日本の平均寿命が最も長いため、インドは「日本の高齢者、要介護者」の世話をするよう人々を訓練させることができます。」

そして、日本から見てインドが**次の成長ストーリーになる**べきだと結論付けました。

ソース: The New Indian Express

7 月のお祭り – バカール・イード

バカール・イードはイスラム教徒が特別な祈りや挨拶、贈り物をもって祝う祭りです。イスラム教徒にとっては 1 年で 2 回目のイードの祭典であり、インドでは注視される祝日でもある。バカール・イードは**「犠牲祭」**とも呼ばれます。

祭りの背景にある物語...

伝説や物語によると、神様が一人の男性に神様への献身を証明するため、自分の最も大切なものを犠牲にすると命じました。その男の最愛の人は息子でした。信仰と神への従順の行為として、男は神様の命令に従い、愛する息子を生贄に備えました。しかし、男が息子を生贄にしようとした最後の瞬間に、男の神様への真の献身的な献身を考え、神様は息子ではなく子羊を生贄にさせました。

世界中のイスラム教徒が、この男性の献身と息子の生存を祝うために、この祭りを祝います。そのため、イスラム教徒はその日にこの祝い事の印として、雄のヤギや羊を神にささげます。

「バカール・イードでの犠牲の目的は、神様を満足させるためだけに血を流すことではありません。それは、神様への献身を示すために、最も愛するものを犠牲にすることです。また、犠牲になった動物の肉を、家族、親戚や友人、貧しい人々のために、3 つの等価な部分に分けて分けることも義務付けられています。その祝典には、献身、親切、平等という明確なメッセージが込められています。肉は神様に届かず、血も届かないといわれていますが、神様に届くのは信者たちの献身であります。」

この日、イスラム教徒は新しい服を着て祈りをささげます。この楽しい日に、人々は抱き合って挨拶や贈り物を交換します。儀式のように、雄ヤギや羊も犠牲にします。ムスリムの人はこの機会を利用して、親戚、友人、近所の人、同僚、クラスメートを招待し、イスラム文化であるイスラム教をよりよく知ってもらうための一緒にお祝いをします。

「イード・ムバラク」は、誰にでも、Eid を祈りながら挨拶する言葉です。

For enquiries, you may reach us at:

Delhi Head Office

73, National Park, Lajpat Nagar IV,
New Delhi - 110024, Delhi (India)
Phone No: +91-11-41729056
www.ascgroup.in
info@ascgroupin

Noida Corporate Office

C-100,Sector-2,
Noida- 201301,
Uttar Pradesh (India)
Phone No: +91-120-4729400

Gurgaon Office

605, Suncity Business Tower
Golf Course Road,
Sector-54,Gurugram- 122002 ,
Haryana (India)
Phone No.: +91-124-4245110/116

Mumbai Office

Sagartech Plaza,
B- Wing, Office No. 605,Andheri
Kurla Road,Sakinaka,
Andheri (East), Mumbai – 400 072,
Maharashtra (India)
Phone No: 022-67413369/70/71

Bengaluru Office

0420, Second Floor,
20th Main, 6th Block,
Koramangala,
Bengaluru-560095,
Karnataka (India)
Phone No.: 80-42139271

Chennai Office

Level2 – 78/132,
Dr RK salai Mylapore,
Chennai - 600004,
Tamil Nadu (India)
Mobile No: +91-8860774980

Singapore Office

11 Woodlands Close,#04-36 H,
Woodlands 11,Singapore -737853
Mobile No: +65-31632191
www.ascgroup.sg
info@ascgroup.sg

Canada Office

885 Progress Ave Toronto
Ontario M1H 3G3 Canada
Mobile No:+1437-774-4488
www.ascventures.ca
info@ascventures.ca

Contact Person (Indian side)

CA Amit Kumar Rai
Vice President
amit.rai@ascgroup.in
M: +91-9667699523

Contact Person (Japanese side)

Daisuke Tokui
Manager
japandesk@ascgroup.in
M: +91-9560699390

免責事項:このニュースは細心の注意を払い作成しておりますが、参考情報としてのみ参照ください。特定の専門的なアドバイスを得ることなく、行動をとること、もしくは控えることを推奨しません。詳細についてはASC Groupにお問い合わせください。ASCグループおよびASCグループ取締役、従業員、代理人は、パートナーは本ニュースアップデートの情報に関して、またはそれに基づく決定を行った者、または行わなかった行為から生じるいかなる損失についても、一切の責任または注意義務を負わないものとします。